

質問・回答

施設名 市営駐車場（3施設）

No.	質問要旨	回答
1	「各年度終了後、管理運営費用を上回る利用料金収入について、超過額の5割以上を市へ納付」とあるが、基準となる管理運営費用は毎年度事業計画書で記載した金額でよろしいでしょうか。	毎年度終了後、実際に支出した管理運営費用を基準に納付金を算定いたします。
2	施設の修繕で30万以下は指定管理者での対応となっておりますが、年度ごとに上限金額は決まっていますでしょうか。	年度ごとの上限金額はございませんが、修繕の必要性・優先度を踏まえ、市と指定管理者で調整の上、修繕の実施の可否を判断してまいります。 ※募集要項 P6 を修正いたしました。
3	定期を実施する場合は、条例の範囲内において指定管理者の裁量で料金を決定することによろしいでしょうか。 また、協議が必要な場合は、事業計画書の中で定期料金を明示することによりご承認いただいたという認識でよろしいでしょうか。	定期料金の決定にあたりましては、市と協議の上、金額を決定する必要があるため、指定管理者の裁量のみでは決定できません。 また、定期料金の決定方法につきましては、事業計画書で提案いただいた料金を市で検討したうえで決定する必要がありますので、事業計画書に記載の内容がそのまま承認されるわけではございません。
4	現在のキャッシュレス端末は、現指定管理者の資産という認識でよろしいでしょうか。 また、新たに指定管理者となる場合、導入・設置費用は別途発生する見込みでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。